

# 領事手数料改定のお知らせ

2015年3月27日  
在ベンガルール領事事務所

財務大臣が定める外国貨幣換算率の改定に伴い、2015年4月1日以降の領事手数料についても改定されましたのでお知らせいたします。主な改定内容は以下のとおりです。

なお、改定後の手数料については、4月1日以降の申請受付分より適用されます(3月末までの受付分は改定前の手数料となります)のでご留意願います。

## 主な領事手数料改定内容

(通貨単位:ルピー)

種別		改定前	改定後
旅	新規発給 (更新及び紛失・盗難時の 再発給を含む)	10年旅券	8,890
		5年旅券	6,110
		5年旅券(12歳未満)	3,330
券	記載事項訂正を伴う旅券(*1)		3,330
	査証欄の増補		1,390
	帰国のための渡航書		1,390
証	在留証明		670
	戸籍記載事項証明(出生、婚姻等)		670
	翻訳証明		2,440
明	署名又は印章の証明	官公署に係るもの	2,500
		その他	940
査	一次入国査証	インド人	460
		その他の国籍者(*2)	1,670
	数次入国査証	インド人	460
		その他の国籍者(*2)	3,330
証	通過査証	インド人	40
		その他の国籍者(*2)	390

\*1 記載事項の変更のみを希望する場合は「残存期間が訂正前旅券と同じ期間まで有効」となる「記載事項変更旅券」を申請して頂く必要があります。(詳しくは窓口まで)

\*2 イラン人に対する査証手数料については、別途手数料が定められています。